

平成 29 年度 第 9 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 29 年 12 月 25 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 35 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 14 名 欠席委員 0 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出		
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出		
	3	岡添 篤代	出	10	西崎 梅一	出		
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出		
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出		
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出		
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	14	浜田 暁		1	和喜田 重則			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		赤松 作男		推進委員		増崎 淳子	
	推進委員		高平 幸和		推進委員		山本 哲也	
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							

平成 29 年度第 9 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から平成 29 年度愛南町農業委員会第 9 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、14 番、浜田 暁委員と 1 番、和喜田 重則委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、をご説明いたします。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 21 番、増田 3579 番、地目・面積は畑・1,599 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 85.3a でございます。</p> <p>受付番号 22 番は、取下願が提出されましたため、欠番としております。</p> <p>受付番号 23 番、緑乙 2210 番、地目・面積は田・2,156 m²で 3 条無償移転でございます。経営面積は 440.3a でございます。</p> <p>受付番号 24 番、緑乙 2213 番外 3 筆、地目・面積は田・1,767 m²、畑・1,688 m²で 3 条無償移転でございます。経営面積は 440.3a でございます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。それでは、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。21 番お願い致します。</p>
委員	<p>譲渡人は、東京に住まわれている方でよく分からないのですが、譲受人が</p>

	<p>今回、自分の土地を持ちたいというので、果樹を植えるということです。図面を見て頂いたら分かるのですが、申請地の上の3筆は山です。場所は、〇〇の東側になっております。その山をどうするかというと、太陽光を隣がするというので、一緒につきならしてもらうことができるので、購入を決め、果樹を植えることになったということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、21番ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に23番お願ひ致します。</p>
委員	<p>23番の譲渡人と譲受人は親子関係になります。24番は、おばあちゃんと孫の関係になります。孫の譲受人が二人の譲渡人のしていた農業を継承してやっていきたいということです。今はお手伝いという形でしているのですが、今後自分が主流になってがんばっていききたいということです。申請地は家の近所で、果樹が植わっているのを引き続きしていくということです。場所ですが、〇〇小学校から〇〇に向かって3・400m奥に行ったとこの左側の山里で、きれいに整地管理されている場所です。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、23番・24番ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見</p>

事務局	<p>について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明をいたします。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 6 番、城辺甲 4995 番外 1 筆、地目・面積は畑・165 m²でございます。転用目的は一般個人住宅等でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されま</p> <p>す。</p> <p>受付番号 7 番、御荘長月 470 番、地目・面積は畑・254 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。6 番お願い致します。</p>
委員	<p>申請人は現在大阪に住んでいて、帰省した時だけ現在の親御さんの住居を利用しています。今後、この家を改築するということで、現在の宅地に隣接している畑が宅地申請していないで、一部分に今の住居がありました。今回申請漏れについては、ご本人からの始末書が付いております。近くの道路沿いの現在畑については、駐車場に利用したいということで申請が出ております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 7 番お願いします。</p>

委員	<p>〇〇さんが申請されたのですが、たどってみると、無許可申請で昭和35年頃。申請人の叔父さんになる方がいたのですが、その人に子供がいなく、申請人の父親、弟ですが、養子縁組をして養子になった。お父さんが先日亡くなられて、今回財産の整理をしていて、法務局で登記簿を調べたら、昭和35年に家が無断で建てられていた。そして、ずっとそのままになっていた。申請人本人も全然わからない状態でした。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号80番は再設定で、御荘平城4106番1、地目・面積は田・881㎡、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号81番は再設定で、御荘平城4107番1外1筆、地目・面積は田・1,757㎡、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号82番は再設定で、御荘長月1798番、地目・面積は畑・1,165㎡、使用貸借で生産物は温州みかん、期間は6年でございます。</p> <p>受付番号83番は再設定で、御荘長月2853番、地目・面積は田・3,246㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は6年でございます。</p> <p>受付番号84番は再設定で、城辺甲4576番、地目・面積は畑・1,473㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号85番は新規で、広見3064番1外1筆、地目・面積は田・1,044</p>

	<p>m²、賃貸借で生産物は飼料米、期間は7年でございます。</p> <p>受付番号86番は新規で、中川1212番1、地目・面積は田・1,000 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は4年でございます。</p> <p>受付番号87番は新規で、中川1215番1外1筆、地目・面積は田・2,715 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は4年でございます。</p> <p>受付番号88番は新規で、御荘平山1022番、地目・面積は畑・1,025 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号89番は新規で、御荘平山373番外3筆、地目・面積は畑・1,484 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。</p> <p>以上10件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p> <p>只今、事務局より説明がありました。80・81番は西崎委員が議案当事者です。退室をお願ひ致します。</p>
委員	(西崎委員退室)
議長(会長)	80・81番について、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	80・81番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
委員	(西崎委員入室)
議長(会長)	82番から89番について、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありませんか。

委員	84 番の水稲となっているが、柑橘じゃないか。
事務局	利用権設定の申出書を確認しましたところ、こちらも水稲になっておりました。これが間違いだと思いますので、修正したいと思います。
議長(会長)	他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

和 毒 田 重 則

議事録署名人

濱 田 慶